

事務 事業名	コード1	1047	赤ちゃん全戸訪問事業	課	健康管理課		
	コード2			所属班	支援班		
			☒ 主要事業	電話番号	57-3113	内線	なし
政策 体系	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり	予算	会計		
	施策	1	保健の充実	科目	一般会計		
	施策の展開	4	母子保健の充実	根拠	児童福祉法第6条の2④(平成21年4月施行) 次世代育成		
	基本事業	136	育児支援事業	法令	支援対策交付金交付要綱 母子保健法10条、11条		

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 23 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述⇒	生後4ヶ月の乳児がいるすべての家庭に保健師・助産師が訪問することで、保護者は、早期に相談や助言を受け、必要な情報を得ることができる。それに伴い、乳児も健全な成長をすることができる。(低体重出生児の訪問は、母子保健法に基づき、保健所が実施する) 【対象】 H23までは出生時体重が2,500g以上の児、H24からは出生時体重が2,500g以上の児に加え、2,000g～2,500g未満の一部を追加、H25から出生時体重に関わらず、全ての出生児が対象となる。 【業務の流れ】 出生後に母子健康手帳交付時に渡している「赤ちゃん訪問連絡票」を子育て支援課へ提出してもらい、後日、健康管理課支援班より、電話で訪問日程を調整し、保健師・助産師が訪問する。また、毎月2回、住基連動システムにて出生者情報を確認し、「赤ちゃん訪問連絡票」がない方にも連絡し、訪問日程を調整し、保健師・助産師が訪問する。

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(費目等)		単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
平成23年度	1,267千円	千円			1,072	1,269		
・労災保険料	-	千円						
・臨時雇賃金	1,072千円	千円						
・消耗品費	189千円	千円						
・通信運搬費	6千円	千円						
平成24年度	3,064千円	千円						
・労災保険料	331千円	千円						
・臨時雇賃金	2,529千円	千円						
・消耗品費	190千円	千円						
・通信運搬費	14千円	千円						
② 延べ業務時間の内訳		単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
平成23年度		人			0.66	0.73		
・訪問時間	1,274時間	時間						
・連絡調整ほか	223時間	時間						
計	1,320時間	時間			1,320	1,466		
平成24年度		人						
・訪問時間	1,240時間	時間						
・連絡調整ほか	226時間	時間						
計	1,466時間	時間						
事業費計(A)	千円	千円			1,267	3,064	0	0
正職員従事人数	人	人			0.66	0.73		
延べ業務時間	時間	時間			1,320	1,466		
人件費計(B)	千円	千円			5,016	5,571	0	0
トータルコスト(A)+(B)	千円	千円			6,283	8,635	0	0

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	23年度実績(23年度に行った主な活動) ・出生時体重が2,500g以上で生後4ヶ月までの新生児・乳児のいる家庭に訪問指導した。 ・訪問指導従事者研修会の開催:1回 ・広報あさひ「健康メモ」の掲載:1回 24年度計画(24年度に計画している主な活動) ・23年度と同様 ・24年度から追加(出生時体重2,000～2,500g児の新生児・乳児のいる一部家庭への訪問指導)	生後4ヶ月までの新生児・乳児の訪問 実施件数(里帰り先市町に依頼した訪問数・低体重にて保健所が訪問した数も追加した数)	件	452 (507)	402 (493)	399 (463)	450		
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭	出生数	人	561	566	493	550		
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭の保護者は、早期に相談や助言を受け、必要な情報を得ることができる。それに伴い、乳児も健全な成長をすることができる。	出生数に対し、旭市で対象者に赤ちゃん訪問できた割合	%	80.6	71.0	71.8	72.0		
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	乳児とその保護者が、地域の中で健全な育成環境の確保し、安心して子育てできる。	合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。この指標から子を産み育てやすい環境にあるかを量る)	%	1.42	1.48				

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成21年4月から、児童福祉法に基づく「こんにち赤ちゃん事業」実施の努力義務が市町村に課せられ、社会福祉課が主管となって実施。平成23年度からは、従来から実施している母子保健法に基づく「新生児訪問」と併せて健康管理課が実施することとなった。	出生後、育児に対する不安を持っている親が増えている。	赤ちゃん訪問において、母乳育児や乳房トラブルに関する相談を受けるが、新生児期の訪問を助産師にお願いしたいという母もいる。「母乳育児を継続するため身近に相談できる助産師がいた」という声あり。産後の母乳指導の経験が豊富で専門的知識を得た助産師の訪問を望む声が増えている。

事務事業名	赤ちゃん全戸訪問事業	課名	健康管理課	班名	支援班
-------	------------	----	-------	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつか？意図することが上位目的に結びついているか？ 健康都市宣言を行っている本市の「母子保健の充実」図る上で重要な事務事業であり、安心して子どもを生み育てる環境の確保は、児童虐待の防止につながる。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象者をすべて把握できている。ただし、転入者は全員把握できていない。 (児童福祉法第6条の2④、21条の8及び9、母子保健法第10条、11条による)
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 育児不安や産後うつ状態への対応は、専門職である保健師や助産師の支援が望ましく、また、行政が行うことにより秘密厳守され、母親は安心して悩みを話すことができる。
	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 赤ちゃん訪問を希望しない者や同意が得られない者、入院中等の何らかの理由がある場合を除き、4ヶ月の乳児のいる家庭すべてに訪問できている。(転入者を除く)
	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現在実施している赤ちゃん訪問全戸事業により、子育てに対する不安や孤立感を取り除くことで、虐待防止等、児童の心身の健全な発達につながる。
有効性 評価	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☒ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 本事業は、児童福祉法に位置づけられているが、すでに母子保健法に基づく「新生児訪問」と併せて、乳児のいるすべての家庭を対象とし、訪問を行っている。
	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 すでに、臨時的保健師等により訪問を行っている。さらに、平成25年度は、県からの権限移譲により低体重出生児の訪問を市で実施することとなるため、事業費は増える。
効率性 評価	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 平成25年度は、県からの権限移譲により低体重出生児の訪問を市で実施するため、業務量が増える上、正規職員の保健師が1名欠員となり、削減の余地はない
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 4ヶ月の乳児がいる全ての子育て家庭を対象に、訪問目的を説明した上で保護者に事前に電話連絡し、日程調整をし訪問支援するものであり、公平・公正である。
公平性 評価	⑩ 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	安心して健全に子育てができるよう育児不安等の早期支援や虐待予防を目的に家庭に赴き、生活の場での相談・支援を行い、適切なサービス等の情報を提供することで、地域に住む対象者の子育て健康レベルの向上に繋がる活動であり、今後も継続する事業である。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性 ☐ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業:) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化		<
---	--	---